

岩手県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年2月13日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1 起業者の名称 岩手県
- 2 事業の種類 盛岡広域都市計画道路事業3・3・32号盛岡駅長田町線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県盛岡市	2番11	宅地	252.68㎡	252.75㎡	25.47㎡	宅地	別図に赤色で 表示する部分
長田町	2番12	宅地	248.98㎡	249.03㎡	26.66㎡	宅地	

- 4 土地所有者の氏名及び住所 別紙のとおり。
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 別紙のとおり。
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年2月3日

備考 「別図」及び「別紙」は省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。